

議第26号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第11条ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第14条の3ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「295,000円」を「305,000円」に改め、同条第2項中「545,000円」を「560,000円」に改める。

第17条の5第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項後段中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第4項後段及び第5項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第7項後段中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第8項後段中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

保険料の賦課額のうち基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定する等の必要があるので提案する。